

入札に初めて参加する皆様へ（電子入札）

山陽小野田市役所 監理室（0836-82-1180）

◎ 電子入札の対象

建設工事及び工事に係る業務委託（以下「建設工事等」という。）は、原則として電子入札で行います。

◎ 電子入札システムの利用者登録

山陽小野田市電子入札ポータルサイト（電子入札システム）（以下、「電子入札システム」という。）により、利用者登録が必要となります。詳しくは、山陽小野田市ホームページ「山陽小野田市の電子入札に参加するための準備」に掲載しております。

● 利用者登録時の流れ

【ステップ1】 パソコンの準備

※利用のためのPC環境設定の要件を満たす必要があります。

【ステップ2】 ICカード・カードリーダーの準備（購入）

※購入等にあたり、コアシステム対応民間認証局一覧をご確認ください。

【ステップ3】 ソフトウェアのインストール

※認証局が提供する設定マニュアルに沿って、インストールや設定を行ってください。

【ステップ4】 パソコンの環境設定

※利用のためのPC環境設定をご確認ください。

【ステップ5】 利用者登録

※上記のステップ1～4が完了した後に利用者登録が可能となります。設定方法は、操作マニュアルをご覧ください。

◎ 電子入札システムによる入札について

① 入札公告が必要な建設工事については、山陽小野田市電子入札ポータルサイト（入札情報公開システム）（以下、「入札情報公開システム」という。）において、建設工事の概要等をお知らせします。入札参加資格があり、参加を希望される方は「電子入札システム」にて入札参加申請（技術資料の提出）をしてください。

② 指名通知については、利用者登録で登録いただいたメールアドレス（以下「登録メール」という。）に通知をします。通知を確認されたら「電子入札システム」にて指名通知書を確認いただき、受領確認を行ってください。また、「入札情報公開システム」にて仕様書等の内容について閲覧をお願いします。（閲覧時には、パスワードが必要となります。）

③ 仕様書等の内容について質問がある場合は、『工事（業務）内容質問書』を紙（持参又はFAX）にて**発注担当課**に提出してください。

質問に対する回答は、「入札情報公開システム」に掲載します。（閲覧時には、パスワードが必要となります。）

④ 入札書の提出（入力）は「電子入札システム」において行ってください。入力する内容は、応札する金額とくじ入力番号です。くじ入力番号の入力がない場合若しくは判別できない場合は、000（ゼロ・ゼロ・ゼロ）となります。建設工事については、「工事費内訳書」又は「技術資料」の提出が必要となります。

※「工事費内訳書」又は「技術資料」の提出について、電子ファイルの容量が概ね3MBを超える場合には、紙での提出となります。この場合は、別添の「電子入札における紙入札の手引き」を参照してください。

⑤ 電子入札による開札が行われた場合は、以下のとおりとなります。

【建設工事】

開札後に入札を保留し、疑義申し立て期間を経過した後に落札者を決定します。なお、予定価格を満足しない入札が行われた場合は、再度入札を行うことがあります。この場合は、

再度入札の日時等を改めてお知らせします。

また、疑義申し立てについては、『積算疑義申立書』を紙（持参又はFAX）にて**発注担当課**に提出してください。また、同額の入札をした者（総合評価競争入札においては最高評価値を得た者）が2者以上ある場合は、電子くじにて落札者を決定します。

【工事に係る業務委託】

開札後に落札者を決定します。なお、予定価格を満足しない入札が行われた場合は、再度入札を行うことがあります。この場合は、再度入札の日時等を改めてお知らせします。

また、同額の入札をした者が2者以上ある場合は、電子くじにて落札者を決定します。

※電子入札の経過措置期間（令和7年9月30日まで）は、「入札情報公開システム」とあわせて、「山陽小野田市ホームページ」にも掲載する予定です。

◎ 入札の中止又は延期について

電子入札で行う入札の中止又は延期については、登録メールに通知しますので、「電子入札システム」をご確認ください。

◎ 電子入札における紙入札の特例について

電子入札においては、山陽小野田市電子入札システムの使用を原則としていますが、以下のようないやむを得ない理由がある場合に限り、紙入札により入札に参加することができます。

紙入札にて入札参加する場合は、別添の「電子入札における紙入札の手引き」を参照してください。

① ICカードの名義人変更により、電子入札システムが利用できない場合

② システム障害等、その他やむを得ない理由がある場合

③ 応札者の利用するパソコンの更新または設定期間中

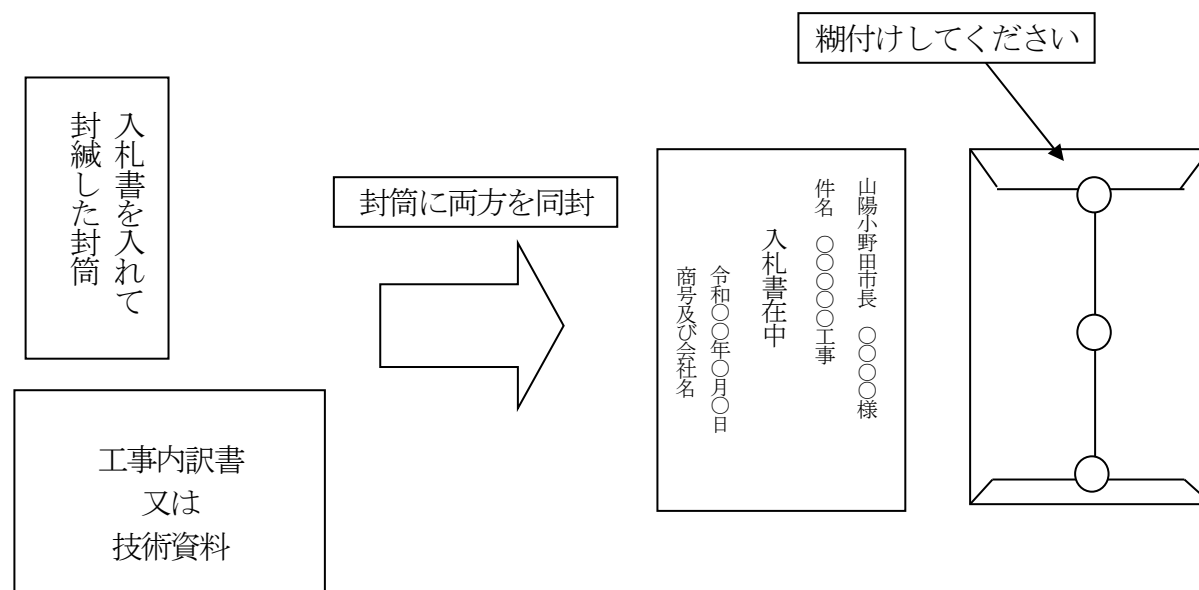
④ 発注者から紙入札書により提出することを指示された場合

⑤ 電子入札への経過措置中（令和7年9月30日まで）

※紙入札での参加において、特に認めていない場合の郵送による入札参加は認めません。

※経過措置終了後の建設工事等の入札は、原則、全て電子入札システムを利用した入札となりますので、それまでに電子入札システムの利用者登録を行ってください。

【お願い】 建設工事の入札において、紙入札にて参加される方は、「入札書」と「工事費内訳書」又は「技術資料（総合評価の場合）」を同封して提出してください。



※入札書等の作成方法の詳細は、「電子入札における紙入札の手引き」を参照してください。